

○ 上ノ国町ほ場改良事業補助金交付要綱

平成23年3月11日
要綱第700-4号

改正 平成24年3月19日要綱第723号

(目的)

第1条 この要綱は、ほ場の改良をとおして、天候に左右されにくい農産物の品質の向上と生産量の増加を図り、農業者の所得の向上に寄与することを目的とする。

(補助対象者等)

第2条 この要綱において、補助の対象者（以下「対象者」という。）は、町内に在住し、販売を目的とした農業生産者で、対象となるほ場は本町に所在するほ場のみとする。

(補助対象経費)

第3条 この要綱において、補助金の交付の対象となる事業は、国営、道営、団体営その他補助事業を除き、農業者が行う客土、除れき、暗渠及び明渠施工等に係る経費をいう。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の2分の1以内とし、10a当たり80,000円を限度額とする。

(補助事業者)

第5条 前条に規定する補助金の交付対象となる事業を行う者は、新函館農業協同組合上ノ国支店とする。

2 新函館農業協同組合上ノ国支店は、第2条に規定する対象者の意向を把握し、必要に応じて審査及び検査を実施しなければならない。

(補助金の交付申請及び決定等)

第6条 補助金の交付の申請、決定等の事務は、団体に対する補助金等の適正化に関する規則（昭和46年上ノ国町規則第2号）及び団体に対する補助金等の適正化に関する規則実施要綱（平成15年上ノ国町要綱第449号）に定めるところによる。

2 前項に規定するもののほか、交付申請等に必要な書類は別に定める。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月19日要綱第723号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。